

日本原燃株式会社濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設の保安規定の変更 (埋設事業部の組織改正に伴う変更等)の審査結果について

原規規発第 22062216 号
令和 4 年 6 月 22 日
原子力規制庁

1. 審査結果

原子力規制委員会原子力規制庁（以下「規制庁」という。）は、令和 4 年 4 月 15 日付け 2022 埋計発第 5 号（令和 4 年 6 月 10 日付け 2022 埋計発第 50 号をもって一部補正。以下「本申請」という。）をもって、日本原燃株式会社から、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 51 条の 18 第 1 項の規定に基づき申請された濃縮・埋設事業所廃棄物埋設施設保安規定変更認可申請書が、同条第 2 項第 1 号の規定による法第 51 条の 2 第 1 項若しくは第 51 条の 5 第 1 項の許可を受けたところ又は同条第 2 項の規定により届け出たところによるものでないことに該当するかどうか、法第 51 条の 18 第 2 項第 2 号に定める核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであることに該当するかどうかについて審査した。なお、同号に定める核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであることに該当するかについては、第二種廃棄物埋設事業に係る廃棄物埋設施設における保安規定の審査基準（原管廃発第 1311278 号（平成 25 年 11 月 27 日原子力規制委員会決定）。以下「審査基準」という。）を基に判断した。

審査の結果、本申請は、法第 51 条の 18 第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査の内容等については以下のとおり。なお、本審査結果においては、法令の規定等や申請書の内容について、必要に応じ、文章の要約、言い換え等を行っている。

2. 申請の概要

本申請においては、以下の内容について申請を行うものであり、当該変更に伴い、用語の修正等の記載の適正化がなされている。

- (1) 廃棄物埋設事業に係る保安活動の着実な実施を目的とし、低レベル放射性廃棄物埋設センター内への埋設建設部及び埋設運営部の設置、保安教育・防災に関する業務の安全・品質保証部への移管等の組織改正を実施する。
- (2) 安全と品質に係る全社機能を安全・品質本部に集約することで組織的な対応を強化するため、品質・保安会議の議長及び役員等への安全に関する教育の実施責任者を安全・品質本部長とする。

3. 審査の内容

3-1. 法第51条の18第2項第1号

規制庁は、本申請について、以下に掲げる事項等を確認したことから、廃棄物埋設事業の許可又は変更の許可を受けたところ等によるものでないことに該当しないと判断した。

- (1) 保安に関する職務等について、保安規定に定める組織改正に係る事項及び品質・保安会議に係る事項が、廃棄物埋設事業の許可又は変更の許可を受けた保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項、技術的能力に関する説明書の内容等と整合していること。

3-2. 法第51条の18第2項第2号

規制庁は、本申請について、核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和63年総理府令第1号。以下「第二種埋設規則」という。）第20条第1項各号の規定を踏まえ、以下に掲げる事項等を確認したことから、災害の防止上十分でないものであることに該当しないと判断した。

- (1) 第二種埋設規則第20条第1項第3号（廃棄物埋設施設の管理を行う者の職務及び組織）

第二種埋設規則第20条第1項第3号に関する審査基準は、廃棄物埋設施設に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていることとしている。

規制庁は、以下に掲げる事項を確認したことから、第二種埋設規則第20条第1項第3号に関する審査基準を満足していると判断した。

- ①低レベル放射性廃棄物埋設センター長の下に埋設建設部長及び埋設運営部長を新たに設置し、現在低レベル放射性廃棄物埋設センター長の職務となっている廃棄物埋設施設の建設に係る業務及び廃棄物埋設施設の運営に係る業務を統括する職務をそれぞれに与えることで廃棄物埋設設備の構築及び廃棄体受入れを確実に実施できる体制とすること。また、けん制機能の強化を目的として、非常時等の措置及び保安教育の総括に関する業務を低レベル放射性廃棄物埋設センター外に移管し、安全・品質保証部の安全管理課長の職務とすること。
- ②役員等への安全に係る教育について、品質・保安会議において実施計画を審議する体制を維持した上で実施責任者を安全・品質本部長としていること及び品質・保安会議の構成について、議長を安全・品質本部長とすることに伴い、これまで安全・品質本部長が担っていた役割は安全・品質本部副本部長に引き継がれることが定められていること。

なお、上記のほか、記載の適正化がなされた事項についても適切に反映されていることを確認した。